

千葉女子オープンゴルフトーナメント 2026

ローカルルールおよび競技の条件

本競技は、日本ゴルフ協会の 2026 年 1 月施行のゴルフ規則と本ローカルルールおよび競技の条件を適用する(ローカルルールの全文はゴルフ規則のオフィシャルガイドを参照)。

この規則の適用にあたり、一部に変更もしくは追加のあるときは、委員会からその旨を告知する。競技におけるローカルルールの違反の罰は、別に定められている場合を除き、一般の罰とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)
アウトオブバウンズの境界線は白杭または白線、または白点で定める(定義「アウトオブバウンズ」参照)。
2. ペナルティーエリア(規則 17)
 - a.ペナルティーエリアの縁は杭や線、または点で定める(定義「ペナルティーエリア」参照)。
 - b.ペナルティーエリアの縁が片側だけ定められている場合、そのペナルティーエリアは無限に広がっているものとみなす。
 - c.ペナルティーエリアの縁の一部がアウトオブバウンズの境界線で定められている場合、その縁はアウトオブバウンズの境界線と一致する。
 - d.レッドペナルティーエリアの反対側での救済:
ローカルルールひな型 B-2.2 を適用するが、ローカルルールひな型 B-2.1 の第二段落の修正を伴う。球がコースの境界と一致するペナルティーエリアの縁を最後に横切った場合に限り、反対側に元の球か別の球をドロップすることができる。
 - e.ペナルティーエリアのドロップゾーン:
ドロップゾーンが設けられているときは、ローカルルールひな型 E-1.1 を適用し、規則に基づく救済の処置に加え、追加の選択肢として 1 罰打を加え、ドロップゾーンに元の球か別の球をドロップすることができる。このドロップゾーンは、規則 14.3 に基づく救済エリアである(球はそのドロップゾーンの中にドロップし、そのドロップゾーンの中に止まらなければならない)。
3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)
 - a.修理地
 - (1)修理地はその区域の縁を青杭や白線、または白点で標示する(定義「修理地」参照)。
 - (2)ペイントした線や点:ローカルルールひな型 F-21.1 を適用する。
パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージマーキングやパッティンググリーン**周り**のペイントの線や点は規則 16.1 に基づく救済が認められる修理地として扱われる。しかし、ペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。
 - (3)張芝の継ぎ目:ローカルルールひな型 F-7 を適用し、**球がジェネラルエリアにある場合のみ**、16.1b に基づいて救済を受けることができる。しかし、張芝の継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。
 - b.動かさない障害物

- (1)人工物で作られた排水溝は動かさない障害物とみなす。
- (2)動かさない障害物から白線によって繋がれた区域は、一つの異常なコース状態とみなす。
- (3)人工の表面を持つ道路に接している排水溝、縁石、枕木、ゴムマットなどは、その道路の一部とみなす。
- (4)電磁誘導カート用の軌道は全幅をもって人工の表面を持つ道路とみなす。
- (5)障害物に囲まれた造園(花壇や低木の植え込み等):ローカルルールひな型 F-3.3 を適用する。
- (6)ウッドチップやそれに類似する物を表面に敷いた通路や歩道。ウッドチップなどの一つ一つはルースインペディメントである。

4. 地面にくい込んでいる球

ローカルルールひな型 F-2.3 を適用し、規則 16.3 は次の通り修正される:

規則 16.3a に基づいて救済が認められる場合に加え、フェアウェイの高さかそれ以下に刈りこまれたジェネラルエリアにある、修復されていない、誰かしらのピッチマークの中に、プレーヤーの球の一部が地面の高さよりも下にあることが分かっている、または事実上確実であるとレフェリーが判断した場合、そのプレーヤーは罰なしの救済を受けることができる。

5. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.2 を適用し、次の通り修正される:

球と障害物の両方が、フェアウェイの高さかそれ以下に刈りこまれたジェネラルエリアの区域にある場合のみに適用する。

このローカルルールに基づく障害には、**パッティンググリーン周りのペイントの線や点にも適用される。**

6. パッティンググリーンやフェアウェイの縁の明確化

パッティンググリーンやフェアウェイの縁が不明確な場合は縁点によって定められる。この点はパッティンググリーンやフェアウェイの内側であり、この点からの罰なしの救済を受けることはできない。

7. 不可分な物

a.ペナルティーエリア内にある護岸用の構築物。

b.樹木に密着させて取り付けられているワイヤやその他の物。ただし、臨時の動かさない障害物を支えるワイヤは除く。

8. 既設の高架送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次の通り修正される:

プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない(規則 14.6 参照)。再プレーしなかった場合、プレーヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことにはならない。

9. プレーヤーはルースインペディメントと定義されない動物を球の近くから取り除くことができる。

ローカルルールひな型 E-13 を適用する。

10. クラブと球

a.適合ドライバーヘッドリスト:

ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

b.溝とパンチマークの仕様:

ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

c. 適合球リスト:

ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰:失格

d. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え:

ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

このローカルルールの違反の罰—規則 4.1b 参照。(2026 年 1 月改訂)

e. 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する:

ローカルルールひな型 G-10 を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

11. 移動

ラウンド中、プレーヤーとキャディーは乗用カートに乗車することができる。

12. グリーンリーディング資料の使用を制限する(規則 4.3)

ローカルルールひな型 G-11 を適用する。

このローカルルールの違反の罰:

- ・最初の違反の罰:一般の罰
- ・2 回目の違反の罰:失格

13. 練習(規則 5)

a. ラウンド前やラウンド間の練習(ストロークプレー):

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される。

プレーヤーは競技の行われるコースで練習してはならない。

ただし、指定された練習区域や最初のティーイングエリアやその近くでパッティングやチップングの練習を除く。

このローカルルールの違反の罰—規則 5.2 参照。

b. ホールとホールの間での練習(ストロークプレー):

ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される。

(1) 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。

(2) 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

14. プレーの中断とプレーの再開(規則 5.7)

危険な状況のためのプレーの中断とその他全ての中断、そしてプレーの再開はカート無線によって伝えられる(規則 5.7b 参照)。

15. プレーのペース(規則 5.6b(3))

特別な事情がないのに下記定義に該当する場合、その組はアウトオブポジション(その組が進行上の正しい位置から外れた状態)とみなされ、計測の対象となる。

各ストロークに許容される時間は 40 秒以内とするが、最初にストロークするプレーヤーに対しては 50 秒以内とする。この時間を超えたときにバッドタイムとなる。

a. 定義

(1) 最初の組(スターターズタイムの組も含む)がアウトオブポジションとみなされるのは、委員会の設定したプレーのペースを超えた場合、または超えていると委員会が判断した場合。

(2) 後続組がアウトオブポジションとみなされるのは、下記の(a)と(b)の両方に該当した場合。

(a)委員会が設定したプレーのペースを超えている。

(b)前の組との間隔がスタート時の間隔より遅れている。

注 1:上記の(1)と(2)に該当しない場合でも、委員会はペースアップを求めることができる。

注 2:特別な事情とは、例えば時間を要したルーリング・紛失球・アンプレヤブル・誤球などをいう。

注 3:一人のプレーヤーが著しく遅い時(1打 70 秒以上)は、定義に該当していなくても各ストロークの所要時間を計測し、罰則を適用することがある。

注 4:アウトオブポジションの組は、球の位置および次のティーイングエリアへの移動を急ぐことでプレーのペースを回復する努力をすべきである。

b.罰則(ストロークプレー)

バッドタイム 1 回目 警告

バッドタイム 2 回目 1 罰打

バッドタイム 3 回目 更に2罰打

バッドタイム 4 回目 失格

アウトオブポジションになり、計測されたタイムオーバーの回数は、その後、ペースが回復し、遅れを取り戻したとしてもそのラウンド中累積され、持ち越されるものとする。

16. ストロークプレーのスコアリング

プレーヤーまたはマーカーの証明がないことに対する規則 3.3b(2)に基づく罰の修正:

ローカルルールひな型 L-1 を適用する。

競技の条件

17. スタートするとき

規則 5.3a の適用を目的として、プレーヤーは自分のラウンドを始めるために使用するティーイングエリアを囲むローピングや杭、またはペイントされた区域にいるとき、スタート地点に到着しているものとみなす。

18. タイの決定方法

タイの決定方法は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

19. スコアカードの提出

a.スコアリングエリアは赤テープで区切られたスコアカードを提出するエリアである。

b.プレーヤーのスコアカードは、電子スコアリングシステムで受け入れられた時点(同システムの「更新」ボタンが押下された時刻)または、アテスト係が手書きで時間を記入した時点から 15 分後に提出されたものとする。尚、スコアカードの誤りが電子スコアリングシステムに受け入れられる前、またはアテスト係が手書きで時間を記入する前に発見され、プレーヤーがその場にはいない場合、その誤りが発見されてから 15 分後に提出されたものとする。

20. 競技会の結果が最終となる時

優勝者にトロフィーが授与された時、その競技会の結果は最終となる。

千葉女子オープン競技委員会